

法 学 第 6 9 1 号
平成 28 年 10 月 26 日

私立幼稚園及び
幼稚園型認定こども園を設置する学校法人理事長 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）エコ改修事業における再生可能
エネルギー発電設備の整備の取扱いについて（通知）
このことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

[担当] 私学振興担当 中尾
TEL : 019-629-5042
FAX : 019-629-5049
E-mail : AH0007@pref.iwate.jp

事 務 連 絡
平成 28 年 10 月 25 日

私立幼稚園施設整備費担当課 御中

初等中等教育局幼児教育課振興係

私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）エコ改修事業
における再生可能エネルギー発電設備の整備の取扱いについて

標記のことについて、平成 26 年 10 月に会計検査院から国会及び内閣に報告
されました「再生可能エネルギーに関する実施状況等について（平成 26 年 10
月会計検査院）」を受け、下記のとおりその取扱いについて連絡いたします。

記

私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）エコ改修事業により、
太陽光パネルの設置など、再生可能エネルギー発電設備の整備等を行う場合に
おいては、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置
法第 6 条第 1 項による認定の申請は行わないものとする。

なお、これまでに本事業で補助されたものを含め、同法に基づく認定を申請
する、若しくは申請している場合は、事前に財産処分の承認等が必要になりま
すので留意ください。

【本件お問合せ先】

文部科学省初等中等教育局

幼児教育課振興係 小宮山・岸田

電 話：03-5253-4111（内2374）

03-6734-2374（直通）

メール：youji@mext.go.jp